

地域農業経営基盤強化促進計画（変更案）について

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

利害関係人は、地域計画の案に対して意見のあるときは、2の縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

新居浜市長 古川 拓 哉



1 地域計画の変更案を作成した地区

・上部西（中萩）地区

2 縦覧期間

自 令和8年3月16日

至 令和8年3月30日

3 縦覧場所、意見書の提出先

新居浜市役所経済部農林水産課 新居浜市一宮町一丁目5番1号

8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

4 意見書提出に当たっての留意事項

- (1) 期間を過ぎての意見書の提出はできません。意見書の提出は郵送（当日必着のものとする。）又は持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受付できません。
- (2) 意見書を提出する者が個人の場合にあつては住所、氏名及び連絡先を、法人の場合にあつては、事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名及び連絡先を、それぞれ記載してください。
- (3) 地域計画の（変更案）以外に対しては意見書を提出することができません。

5 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いません。地域計画の公表をする際に、意見書の要旨及び処理結果を併せて公告します。